

武雄市コンベンション開催助成金制度のお知らせ



武雄市では本市でコンベンションを開催する主催者様に対し、コンベンション参加者の武雄市内延べ宿泊実績に応じた助成金をお支払い致します。

1. 対象・要件

* 詳細、その他は事前にお尋ね下さい

- ①武雄市内でコンベンションを開催する主催者であること。但し、以下に該当するコンベンションの場合は助成の対象としない。
 - (1) 営利目的のもの
 - (2) 政治的、宗教的活動のもの
 - (3) 本市から他に補助金、助成金等経済的支援または同等の支援を受けるもの
 - (4) その他、不相当と認められるもの
- ②上記①でいうコンベンションとは以下のものとする。
 - (1) 学会
 - (2) 総会、会議、研修・研究会
 - (3) スポーツ大会
- ③申請は1コンベンションにつき1申請とする。
- ④助成金はコンベンション主催者に直接支払う。

2. 助成金額

助成金はコンベンション参加者の武雄市内延べ宿泊者数に応じた金額とする。

武雄市内延べ宿泊者数	助成金額
50～99	50,000円
100～199	100,000円
200～299	200,000円
300～399	300,000円
400～499	400,000円
500超	500,000円

*アンダーバー…50名

50名未満のコンベンション、旅行会社様につきましては武雄市観光客誘致対策助成金制度をご利用下さい。

*宿泊者数は利用宿泊施設が発行する宿泊施設利用証明（所定書式）または宿泊者数が確認できる資料（領収書、他宿泊施設が独自に発行するもの等）を算出基準とします。